（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業

実施方針

令和８年８月

堺市　上下水道局　下水道管路部

1　特定事業に関する事項..7
1.1　事業概要..7
1.1.1　事業名称..7
1.1.2　公共施設等の管理者名称..7
1.1.3　事業目的..7
1.1.4　事業内容..7
1.2　特定事業の選定及び公表..12
1.2.1　特定事業の選定に関する基本的な考え方..12
1.2.2　効果等の評価..12
1.2.3　選定結果の公表..13
2　事業者の募集及び選定に関する事項..14
2.1　募集及び選定に関する基本的な考え方..14
2.2　事業者の選定方法..14
2.2.1　検討委員会の設置..14
2.2.2　審査方法..14
2.2.3　入札の中止..15
2.2.4　事業者を選定しない場合..15
2.3　募集及び選定等の手順..15
2.3.1　募集及び選定のスケジュール（予定）..15
2.3.2　実施方針等に関する質問・意見の受付..16
2.3.3　資料閲覧..16
2.3.4　現場見学会の開催..16
2.3.5　実施方針等に関する技術対話の実施..17
2.3.6　入札公告、入札説明書等の公表..18
2.3.7　入札説明書等に関する質問の受付・回答..18
2.3.8　入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知..18
2.3.9　入札及び提案審査書類の受付..18
2.3.10　落札者の決定及び公表..18
2.3.11　基本協定の締結..18
2.3.12　事業契約の締結..18
2.4　入札参加者の構成..18
2.4.1　入札参加者の構成と定義..18
2.4.2　構成企業等の明示..19
2.4.3　複数業務の実施..19
2.4.4　落札者及び入札参加者の条件..19
2.4.5　構成員の変更及び追加..19
2.5　入札参加者の備えるべき参加資格要件..20
2.5.1　共通の参加資格要件..20

2.5.2　個別の参加資格要件 21
2.6　提案審査書類の取扱い 22
2.6.1　著作権 22
2.6.2　特許権等 22
2.7　SPC の設立等 22
2.7.1　落札者との契約手続 22
2.7.2　SPC の設立要件 23
2.7.3　契約締結までに落札者が入札資格を欠くに至った場合の取扱い 23
3　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 24
3.1　責任分担の方法 24
3.1.1　責任分担に関する基本的な考え方 24
3.1.2　予想されるリスクと責任分担 24
3.2　事業の実施状況の監視 29
3.2.1　モニタリングの方法と内容 29
3.2.2　モニタリングの費用負担 29
3.2.3　モニタリング結果の公表 29
4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 30
4.1　施設の立地に関する事項 30
4.1.1　本事業の対象施設及び事業範囲 30
4.2　本事業の対象施設の概要 30
5　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 31
6　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 32
6.1　事業の継続に関する基本的な考え方 32
6.2　事業の継続が困難となった場合の措置 32
6.2.1　事業者の責めに帰すべき事由の場合 32
6.2.2　市の責めに帰すべき事由の場合 32
6.2.3　当事者の責めに帰すことのできない事由の場合 32
6.2.4　その他 32
7　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 33
7.1　法制上及び税制上の措置 33
7.2　財政上及び金融上の支援に関する事項 33
8　その他特定事業の実施に関し必要な事項 34
8.1　入札参加に伴う費用負担 34
8.2　本事業において使用する言語、通貨単位等 34
8.3　情報公開及び情報提供 34
8.4　実施方針等に関する問い合わせ先 34

【様式】

様式1： 資料閲覧申込書

様式2： 現場見学会参加申込書

様式3： 実施方針等技術対話申込書

様式4： （仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業　技術対話確認事項

様式5： （仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業　技術対話提案事項

様式6： （仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業 実施方針に関する質問・意見書

様式7： （仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業 要求水準書（案）に関する質問・意見書

用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

(1)　「市」とは、堺市をいう。

(2)　「本事業」とは、事業契約に基づき、要求水準書に従って実施される事業として事業契約に規定される各事業の総称をいう。

(3)　「事業者」とは、本事業を実施する民間事業者をいう。

(4)　「下水道管路施設」とは、下水道管路、スクリーン・ゲート、雨水調整池、水位計、水位監視カメラ、桝、水路（用悪水路を含む）等（マンホールポンプ及び雨水調整池の機械電気設備を除く）の施設をいう。

(5)　「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

(6)　「入札参加希望者」とは、本事業への参加を希望する者をいう。

(7)　「入札参加者」とは、本事業の入札に参加する者をいう。

(8)　「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。

(9)　「構成員」とは、代表企業、構成企業の総称をいう。

(10)　「代表企業」とは、構成企業のうち最も高い出資割合を負担する者で、構成員を代表し入札手続を行う企業をいう。

(11)　「構成企業」とは、入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部をSPCから直接受託する予定であり、SPCに出資する企業をいう。

(12)　「委託等」とは、SPCが、本事業に係る業務の全部又は一部を、構成員又は構成員以外の第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。

(13)　「再委託等」とは、委託等を受けた者が、本事業に係る業務の一部を、当該者以外の第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。

(14)　「業務事務所」とは、事業者が業務を実施する事務所として市が貸与する堺市上下水道局南館の一部（堺市北区百舌鳥梅北町2丁57-1）をいう。

(15)　「実施方針等」とは、実施方針、要求水準書（案）の総称をいう。

(16)　「入札説明書等」とは、市が入札公告時に公表する入札説明書及びその添付書類（開示資料を除く。修正があった場合は修正後の記述による。）、補足資料、堺市上下水道局のホームページへの掲載等により公表する質問回答書並びにその他本事業に関して市が公表又は発出する書類をいう。

(17)　「入札参加表明書等」とは、入札参加表明書及び入札参加資格確認に必要な書類をいう。

(18)　「市の入札参加資格」とは、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）に基づく入札参加資格又は堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格若しくは堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成21年制定）に基づく入札参加資格をいう。

(19)　「参加資格審査基準日」とは、入札参加表明書等の提出期限日をいう。

(20)　「構成員の変更等」とは、参加資格審査基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更をいう。

(21)　「要求水準書」とは、「（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業 要求水準書」（追加又は変更された場合は当該追加又は変更を含む。）をいう。

(22)　「モニタリング基本計画」とは、「（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業 モニタリング基本計画」をいう。

(23)　「提案審査書類」とは、本事業に係る提案審査のために入札参加者に提出を求める書類一式をいう。

(24)　「落札者」とは、入札説明書等に基づく選定手続において、市が落札者として決定する者をいう。

(25)　「検討委員会」とは、本事業の事業者の選定に関して審議するため市が設置する堺市PFI事業検討委員会をいう。

(26)　「基本協定」とは、市と落札者との間で締結される、本事業に関する基本的事項を定めた協定をいう。

(27)　「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市と事業者との間で締結される契約をいう。

(28)　「事業期間」とは、事業開始日から事業終了日までの期間をいう。

(29)　「準備期間」とは、事業契約締結日から事業開始日の前日までの期間をいう。

(30)　「引継ぎ期間」とは、事業期間終了前の市が指定する期間であり、次期事業者への引継ぎを行う期間をいう。

(31)　「維持管理」とは、修繕及び維持の総称をいう。

(32)　「共通業務」とは、本事業に係る事業計画の作成、統括管理業務、引継ぎ業務の総称をいう。

(33)　「施設更新業務」とは、ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務、管路施設点検調査業務、実施設計業務、改築工事、計画的修繕工事の総称をいう。

(34)　「サービス提供業務」とは、計画的点検・清掃等業務、住民対応等業務、発生対応型修繕等業務、舗装に伴う蓋替工事、災害時対応業務の総称をいう。

(35)　「改築工事」とは、対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うことであり、更新工事、長寿命化対策の総称をいう。

(36)　「更新工事」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備について、各々の全部を取り換えることをいう。

(37)　「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすることをいう。

(38)　「維持」とは、管路の点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。

(39)　「点検」とは、管路の状態を把握し、異状の有無を確認することをいう。

(40)　「調査」とは、管路の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認することをいう。

(41)　「清掃」とは、管路内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。

(42)　「補修」とは、現地において短時間で実施可能な軽微な作業を対象とし、概ね1時間程度で完了する範囲の作業をいう。

(43)　「修繕」とは、老朽化した下水道管路施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われる業務であり、発生対応型修繕及び計画的修繕の総称をいう。

(44)　「発生対応型修繕」とは、突発的に発生した事象に対して機能回復又は機能維持を目的として実施するものとし、原則、1件あたりの予定価格（税込）が堺市上下水道局契約規程第3条によって準用する堺市契約規則第11条の2に定める額未満で実施するものをいう。

(45)　「計画的修繕」とは、下水道管路施設の機能を維持し、劣化の進行を抑制することを目的として実施するものをいう。ただし、施設の更新（既設施設を撤去し新たな施設に取り替える工事）は含まない。

(46)　「市発注改築工事等」とは、市が本事業とは別に発注する改築工事その他これに関連する工事をいう。

(47)　「統括管理業務」とは、維持管理に関する業務及び改築に関する業務を適切に実施するため、これらの業務を統括し、管理する業務をいう。

(48)　「CM業務」とは、コンストラクション・マネジメント業務の略称であり、調査から工事完了に至る一連のプロセスの監督・管理を行う業務をいう。

(49)　「ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務」とは、ストックマネジメントの考え方に基づき、対象施設のストックマネジメント実施方針を策定するための資料を作成する業務をいう。

(50)　「ストックマネジメント」とは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道管路施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

(51)　「モニタリング」とは、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準を達成しているか否かを市が確認・評価する一連の行為をいう。

(52)　「セルフモニタリング」とは、事業者が提供する業務の質を自ら確保・向上させるため、事業者自身が実施する業務の履行状況の確認及び評価をいう。

(53)　「年度協定」とは、毎年度当初に、当該年度における計画的修繕工事、改築工事、実施設計業務及び管路施設点検調査業務等の実施内容、数量及び費用を反映して、市と事業者が締結する協定をいう。

(54)　「総価契約単価合意方式」とは、総価で契約を締結した上で、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておく方式をいう。

(55)　「不可抗力」とは、暴風、高潮、地震、地滑り、落盤、噴火、津波、放火、騒乱、戦争、暴動、疫病、テロ、放射能汚染、第三者の悪意及び過失その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、市及び事業者の責めに帰すことができない事由をいう。

(56)　「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

(57)　「下水道法」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。

(58)　「地方自治法」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

(59)　「地方自治法施行令」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

(60)　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(61)　「消費税法」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）をいう。

(62)　「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。

(63)　「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。

(64)　「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。

(65)　「旧法」とは、会社更生法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）をいう。

(66)　「建設業法」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。

(67)　「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）をいう。

(68)　「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。

(69)　「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。

(70)　「旧破産法」とは、旧破産法（大正11年法律第71号）をいう。

(71)　「休日」とは、「堺市の休日に関する条例第2条第1項」に定める日をいう。

(72)　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。

(73)　「指示」とは、市の発議により、市が事業者に対し、業務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(74)　「承諾」とは、事業者の発議により、事業者が市に報告し、市が了解することをいう。

(75)　「協議」とは、市と事業者が対等の立場で合議することをいう。

(76)　「提出」とは、市が事業者に対し、又は事業者が市に対し書面又はその他資料を説明

し、差し出すことをいう。

(77)　「報告」とは、事業者が市に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む。）により説明し、知らせることをいう。

(78)　「確認」とは、市又は事業者が、現場や関係資料等により、物事に対する認識・把握・理解などの内容をはっきりさせ確かめることをいう。

はじめに

この実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により事業の実施に関する方針として定めるものである。また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答を通じ、民間事業者から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待し、それらを踏まえた形での事業実施を予定している。

1　特定事業に関する事項

1.1　事業概要

1.1.1　事業名称

（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業

1.1.2　公共施設等の管理者名称

堺市長　永藤　英機

1.1.3　事業目的

市では、市内の下水道管路施設について、中長期的な視点に立ち、計画的な点検・調査、維持管理及び改築を進めている。市内の下水道管路施設は膨大な施設量を有しており、高度経済成長期等に集中的に整備した施設の老朽化が進行していることに加え、近年は全国特別重点調査への対応、耐震化の推進、気候変動を踏まえた浸水対策の強化等により、維持管理、修繕及び改築に係る事業量の増加が見込まれている。また、人口減少等に伴う使用料収入の変動、物価・金利の上昇、技術職員の減少など、事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な施設管理と持続可能な運営体制の構築が喫緊の課題となっている。

本事業は、PFI 法に基づき、市の下水道管路施設に係る維持管理業務に加えて、ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務及び一部下水道管路施設の改築工事を含めた管理・更新一体マネジメント方式により実施するものである。これにより、民間事業者の創意工夫、技術力及びノウハウを活用し、点検・調査から維持管理、修繕、改築、計画作成までを一体的かつ機動的にマネジメントすることで、増大する事業量への対応、業務品質の向上、ストックマネジメントの高度化、危機管理・災害対応力の強化、ライフサイクルコストの低減及び限られた経営資源の有効活用を図り、もって持続可能な下水道事業運営を目的とする。

1.1.4　事業内容

a）事業方式

本事業の事業方式は、性能発注・長期契約による管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）更新実施型の事業方式とする。

なお、本事業は、基本協定に基づき、落札者が本事業の遂行を目的として設立する SPC が、市と締結する事業契約に従って事業を実施することを予定している。

b）対象地区

本事業の対象地区は、市内の「堺区」「北区」「東区」「美原区」のうち、原則、下水道法第 9 条における供用開始区域内及び公共下水道施設整備中の区域内の施設である。

c）対象施設

本事業の対象施設は、対象地区内の下水道管路、スクリーン・ゲート、雨水調整池、水位計、水位監視カメラ、桝、水路（用悪水路を含む）、マンホールトイレ、校庭貯留施設、管理用地等の下水道管路施設である。ただし、マンホールポンプ及び雨水調整池の機械電気設

備は対象外とする。詳細は要求水準書（案）に定める。

d）事業期間等

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとする。

(2) 準備期間

本事業の準備期間は事業契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。詳細は要求水準書（案）に定める。

e）事業範囲

本事業の範囲は対象施設の共通業務、施設更新業務、サービス提供業務を事業範囲とする。

なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約において再委託等禁止業務として定められた業務（事業全体の統括管理）を除いた業務については、再委託等ができる。

本事業における事業範囲は次のとおりとする。

① 共通業務

(ア) 本事業に係る事業計画作成業務

(イ) 統括管理業務

(ウ) 引継ぎ業務

② 施設更新業務

(ア) ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務

(イ) 管路施設点検調査業務

(ウ) 実施設計業務

(エ) 改築工事

(オ) 計画的修繕工事

③ サービス提供業務

(ア) 計画的点検・清掃等業務

(イ) 住民対応等業務

(ウ) 発生対応型修繕等業務

(エ) 舗装に伴う蓋替工事

(オ) 災害時対応業務

f）業務事務所

事業者は、本事業を円滑に遂行するため、業務事務所を堺市上下水道局南館内に設置することを基本とする。

これは、本事業において下水道台帳システム等を用いたリアルタイムでの情報共有を想定していること、及び市と事業者並びに事業者の構成員間における日常的な協議、モニタリン

グ及び緊急時対応に係る連携を効率的に行う必要があることによる。
なお、事業者は、現場対応の迅速性を確保するために必要な体制を整備するものとする。
業務事務所の名称、所在地、使用範囲その他利用条件の詳細は、要求水準書に定める。

g) 事業者の収入

市は、事業者に対して、本事業における共通業務（本事業に係る事業計画作成業務、統括管理業務、ただし、SPC の運営・管理に要する経費を含む。）、施設更新業務（ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務、管路施設点検調査業務、実施設計業務、改築工事、計画的修繕工事）、サービス提供業務（計画的点検・清掃等業務、住民対応等業務、発生対応型修繕等業務、舗装に伴う蓋替工事、災害時対応業務）に対するサービス対価を支払う。

なお、共通業務のうち引継ぎ業務については、k)事業期間終了時の措置に定めるとおり、事業者が自らの責任及び費用負担により実施するものであり、サービス対価の対象外とする。

サービス対価については、物価変動等の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の類型に応じた適切な方法により改定を行うことがある。改定の対象、方法、時期等の詳細は、事業契約書に定める。

① 共通業務

市は、事業者に対して、共通業務（本事業に係る事業計画作成業務、統括管理業務、ただし、SPC の運営・管理に要する経費を含む。）に係る対価を、事業期間中の毎月 1 回支払う。

② 施設更新業務

(ア) ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務

市は、事業者に対して、ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務に係る対価を、当該業務の実施年度毎に、当該業務の完了後に一括して支払う。

(イ) 管路施設点検調査業務

市は、事業者に対して、管路施設点検調査業務に係る対価を、事業期間中の毎年 1 回、年度協定の範囲内で、当該業務の完了後に一括して支払う。

(ウ) 実施設計業務

市は、事業者に対して、実施設計業務に係る対価を、事業期間中の毎年 1 回、年度協定の範囲内で、当該業務の完了後に一括して支払う。

(エ) 改築工事

市は、事業者に対して、改築工事に係る対価を、実施年度ごとに年度協定の範囲内で支払う。対価は、前払金、部分払金及び中間前払金により一部を先払いし、工事完了後に残額を精算する。詳細は事業契約書に定める。

(オ) 計画的修繕工事

市は、事業者に対して、計画的修繕工事に係る対価を、実施年度ごとに年度協定の範囲内

で支払う。対価は、前払金、部分払金及び中間前払金により一部を先払いし、工事完了後に残額を精算する。詳細は事業契約書に定める。

③ サービス提供業務

(ア) 計画的点検・清掃等業務

市は、事業者に対して、計画的点検・清掃等業務に係る対価を、事業期間中の毎月 1 回支払う。

(イ) 住民対応等業務

市は、事業者に対して、住民対応等業務に係る対価を、事業期間中の毎月 1 回支払う。

(ウ) 発生対応型修繕等業務

市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に 1 回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。

原則として、1 件あたり堺市上下水道局契約規程第 3 条によって準用する堺市契約規則第 11 条の 2 に定める額未満とする。ただし、緊急性が高い工事については、1 件あたりの上限額を定めない。ここで、緊急性が高い工事とは、大規模陥没、公共水域への汚水流出又は下水道の使用自粛を防止する工事その他これらに類する工事（モルタルによる管内閉塞等）をいう。

なお、緊急性が高い工事の具体的な運用方法は、事業開始前に市と事業者が協議の上、定めるものとする。

(エ) 舗装に伴う蓋替工事

市は、事業者に対して、舗装に伴う蓋替工事に係る対価を、四半期に 1 回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。

(オ) 災害時対応業務

市は、事業者に対して、災害時対応業務に係る対価を、事業期間中の毎月 1 回支払う。

h) 総価契約単価合意方式

本事業では、住民対応等業務における休日夜間対応及び土のう対応、管路施設点検調査業務、実施設計業務、改築工事、計画的修繕工事、発生対応型修繕等業務、舗装に伴う蓋替工事において、総価契約単価合意方式を採用する予定である。詳細は、事業契約書に定める。

i) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するに当たり法令等を遵守すること。

j) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね表 1-1 のとおりとする。

表 1-1　事業の実施スケジュール

項目	事業スケジュール
基本協定締結	令和9年9月
事業契約締結	令和9年12月
準備期間	事業契約締結後～令和10年3月31日
事業開始日	令和10年4月1日
事業期間	令和10年4月1日～令和20年3月31日
引継ぎ期間	事業終了前の市が指定する期日～令和20年3月31日
事業終了日	令和20年3月31日

k）事業期間終了時の措置

引継ぎ業務は、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、業務内容、実施体制、手順その他必要な事項を整理した業務マニュアルを作成し、市に提出するものとする。

l）改築工事に関する留意事項

(1) 改築工事の実施

事業者は、事業契約に基づき、対象施設の改築工事を実施する。

なお、本事業のほか、市が実施する改築等工事が予定されており、本事業で実施する工事箇所が市の工事箇所と重複した場合、事業者は、工程、施工箇所その他必要な事項について、市と調整を行うものとする。

(2) 改築工事を行った施設の所有

本事業の対象施設の所有権は市に帰属するものとし、本事業により改築された部分を含め、事業者に所有権は移転しないものとする。

(3) 改築工事の対象

改築工事の対象は、要求水準書（案）に示す範囲を基本とする。

表 1-2　事業者が実施する想定年間改築事業量

年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
改築事業量（km/年）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(4) 市発注改築工事等に係る入札制限

本事業において、市発注改築工事等に係る資料整理、数量整理、図面作成、対象箇所整理その他の基礎資料の作成支援を行う場合であっても、当該支援が市発注改築工事等に係る発注者側の中立的なマネジメント（発注方式、予定価格、評価基準、施工者選定その他入札条件の設定又は施工段階の品質・工程・コスト管理等、発注者の意思決定又はその結果に実質的な影響を与える業務）に該当しないと市が認めるときは、当該者が市発注改築工事等に参加することを当然に妨げるものではない。

ただし、当該支援が、市発注改築工事等に係る発注者側の中立的なマネジメント（発注方

式、予定価格、評価基準、施工者選定その他入札条件の設定又は施工段階の品質・工程・コスト管理等、発注者の意思決定又はその結果に実質的な影響を与える業務）に該当する場合、又は当該者が市発注改築工事等の発注条件、設計図書、予定価格、評価基準、施工者選定、対象箇所の選定判断、数量条件の決定その他入札手続に実質的な影響を及ぼす業務に関与したことにより公平性及び競争性を害するおそれがある場合には、市は、当該者の市発注改築工事等への参加を認めないこと、又は参加制限、情報遮断、関与範囲の制限その他必要な措置を講じることがある。

なお、更新支援業務により作成された数量整理資料、位置図、平面図その他市発注改築工事等の見積条件に影響し得る資料については、市が必要と認める範囲で、当該市発注改築工事等の公告資料又は閲覧資料として開示することを想定する。

m) プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約締結後に新たな提案（効果的な手法、新技術の導入等）により契約金額から費用を縮減した場合、市と事業者で縮減効果を分配する仕組み（プロフィットシェア）を導入する。

詳細は事業契約書（案）に規定する。

1.2　特定事業の選定及び公表

1.2.1　特定事業の選定に関する基本的な考え方

特定事業の選定にあたっては、本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、次のいずれかが期待できることを基準とする。

- 公共サービスの水準が同一である場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- 市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が期待できること。

市は、上記基準を満たすと判断したときは、PFI 法第 7 条に基づき、本事業を特定事業として選定する。

1.2.2　効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

a) 定量的評価

市が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の総額（PSC）と、本事業を PFI 事業として実施する場合の市の財政負担の見込額の総額（PFI-LCC）をそれぞれ算出し、これらを現在価値に換算して比較することにより、財政負担の縮減（VFM）について定量的評価を行う。

b) 定性的評価（公共サービス水準の評価）

市が自ら実施する場合に提供されるサービスの水準と、本事業を PFI 事業として実施する場合に提供されるサービスの水準を比較し、サービス水準の向上について評価を行う。評価にあたっては、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には定性的な評価を行う。

c）総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果を踏まえ、1.2.1 に示す特定事業の選定基準（財政負担の縮減又は公共サービス水準の向上）に照らして総合的評価を行う。

1.2.3　選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

2　事業者の募集及び選定に関する事項

2.1　募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、共通業務、施設更新業務、サービス提供業務の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、下水道管路施設の性能、維持管理における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2.2　事業者の選定方法

事業者の審査及び選定は2.2.1から2.2.4のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

2.2.1　検討委員会の設置

PFI法第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、検討委員会を設置する。委員会の構成は表 2-1のとおりとする。

表 2-1　検討委員会の構成

役職	氏名	職業名
委員長	藤原　拓	京都大学大学院　地球環境学堂 教授
委員	笠原　伸介	大阪工業大学　工学部　環境工学科 教授
委員	塩田　千恵子	プログレ法律特許事務所　弁護士
委員	篠藤　敦子	篠藤公認会計士事務所　公認会計士
委員	田中　智泰	近畿大学　経営学部　経営学科 教授

なお、本事業に応募しようとする者やそれと見なせる団体等が、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために、実施方針の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

2.2.2　審査方法

事業者の選定は、入札参加資格の確認と提案審査の二段階に分けて実施する。

入札参加資格の確認は、入札参加希望者に入札参加表明書等の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき確認する。

提案審査は、入札参加者から提出された入札書及び提案審査書類について、入札金額が予定価格の範囲内であることを確認した上で、要求水準書等に定める性能等を満たしているかについて基礎審査を行う。その後、落札者決定基準に従い、検討委員会において提案内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

入札参加資格の確認、提案審査書類の評価基準、提出方法等の詳細については、入札説明書等に示す。なお、入札参加者が一者であった場合も同様に、入札参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

2.2.3 入札の中止

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

2.2.4 事業者を選定しない場合

本事業を特定事業として選定した後であっても、入札参加者がない場合、又はいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担額の縮減又は公共サービス水準の向上が見込めない等の理由がある場合には、事業者を選定せず、必要に応じて特定事業の選定を取り消すことがある。取り消す場合にはその旨を速やかに公表する。

2.3 募集及び選定等の手順

事業者の募集及び選定等の手順は2.3.1から2.3.12のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

2.3.1 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は表 2-2 のとおりとする。

表 2-2 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年8月	実施方針等の策定・公表
令和8年8月から9月	実施方針等に関する質問及び意見等の受付、現場見学会・資料閲覧・技術対話の開催
令和8年12月	特定事業の選定・客観的評価結果の公表
令和9年2月	・入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等） ・入札説明書等に関する質問及び意見等の受付 ・参加表明書の受付 ・参加資格確認申請書の受付
令和9年4月	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表
令和9年5月	参加資格確認結果の通知

時期	内容
令和9年6月	提案審査書類の受付
令和9年8月	落札者の決定・公表
令和9年12月	事業契約の締結

2.3.2 実施方針等に関する質問・意見の受付

a) 受付期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）17 時まで

b) 受付方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式 6、7）に記入の上、「8.4 実施方針等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。

c) 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、令和 8 年 10 月中に堺市上下水道局のホームページにおいて公表する。なお、企業名及び企業名が特定できるおそれのある内容は公表しない。

d) 実施方針の変更

入札参加希望者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を堺市上下水道局のホームページにて公表する。

2.3.3 資料閲覧

資料閲覧を表 2-3 のとおり行う。

表 2-3 資料閲覧の開催要領

項目	内容
資料閲覧日時	令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）のうち、 市が指定する日時
実施場所	市が指定する場所
参加申込期限	令和8年8月28日（金）17時30分まで
申込方法	資料閲覧申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業2名までとする。
申込先	「8.4 実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	・閲覧資料の複写、撮影は可能であるが必要な機材は各自で用意すること。 ・資料閲覧は市が指定する日及び場所にて一斉に実施する。

2.3.4 現場見学会の開催

現場見学会を表 2-4 のとおり行う。

表 2-4　現場見学会の開催要領

項目	内容
現場見学会日時	令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）のうち、 市が指定する日時
集合場所	市が指定する場所
参加申込期限	令和8年8月28日（金）17時30分まで
申込方法	現場見学会参加申込書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業2名までとする。
申込先	「8.4 実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	・職員が現場に案内するので、移動手段は各自で用意すること。 ・現場見学会では、実施方針等の資料配布及び閲覧を行わないほか、質疑応答の機会も設けない。 ・見学を希望する施設を回答すること。 ・入札参加希望者からの申込みがない場合は、現場見学会を実施しない。 ・複数の申込みがあり、見学希望施設が異なる場合は、施設ごとに日程を調整の上、個別に実施する場合がある。

2.3.5　実施方針等に関する技術対話の実施

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に関する技術対話を表 2-5 のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

なお、1 企業での参加を原則とするが、コンソーシアム組成を予定している場合、複数企業による参加申し込みを 1 申込単位として扱い、参加を認めることがある。

技術対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2.3.2 の回答に合わせ、堺市上下水道局のホームページにおいて公表する。

表 2-5　技術対話の開催要領

項目	内容
開催日程	令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）のうち、 市が指定する日　1企業又は1申込単位当たり2時間程度を想定
実施会場	市が指定する場所
参加申込期限	令和8年8月28日（金）17時30分まで
申込方法	実施方針等技術対話参加申込書（様式3）、技術対話確認事項（様式4）、技術対話提案事項（様式5）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業又は1申込単位5名までとする。
申込先	「8.4 実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・同一企業が複数回参加することは不可とする。 ・技術対話は市が指定する日及び場所にて企業ごとに実施する。

2.3.6 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合、市は、令和9年2月（予定）に入札公告を行い、入札説明書等を堺市上下水道局のホームページにおいて公表する。

2.3.7 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、堺市上下水道局のホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

2.3.8 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者から入札参加表明書等を受け付ける。入札参加表明書等は、参加資格審査基準日までに市に提出すること。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

入札参加資格の審査結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格審査基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

2.3.9 入札及び提案審査書類の受付

入札参加者に対し、入札書及び提案審査書類の提出を求める。詳細については入札説明書等で示す。

2.3.10 落札者の決定及び公表

提出された提案審査書類について総合的に評価を行い、検討委員会の審査を経て、市長が落札者を決定する。審査結果は入札参加者に通知し、堺市上下水道局のホームページ等で公表する。

2.3.11 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2.3.12 事業契約の締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、落札者が本事業を実施するために設立したSPCと事業契約を締結する。

2.4 入札参加者の構成

2.4.1 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。

2.4.2　構成企業等の明示

入札参加者は、入札参加表明書等の提出時に、構成企業、代表企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。

2.4.3　複数業務の実施

入札参加者の構成員が、共通業務、施設更新業務、サービス提供業務のうち複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

2.4.4　落札者及び入札参加者の条件

落札者決定時の構成員は、（仮称）堺市南部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業における落札者と同一の構成員を含まないグループが市にとって最も有利な落札者と想定している。

また、入札参加者の構成員及び当該構成員と一定の資本関係又は人的関係のある者※は、本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。

※　「一定の資本関係又は人的関係」とは、親会社等と子会社等の関係、親会社等を同じくする子会社等同士の関係、一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている関係その他入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係をいう。

2.4.5　構成員の変更及び追加

参加資格審査基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、構成員の変更等は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成員の変更等を認めることがある。

○参加資格審査基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格審査基準日以降に入札参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

○提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更等（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

2.5　入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、2.5.1 及び 2.5.2 で規定する参加資格要件を、参加資格審査基準日に満たしていなければならない。なお、2.5.1 で規定する参加資格要件は、入札参加者の全ての構成員が参加資格審査基準日に満たしている必要がある。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

2.5.1　共通の参加資格要件

(1)　PFI 法第 9 条（欠格事由）の規定に該当する者ではないこと。
(2)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当する者でないこと。
(3)　入札参加資格審査の申請期限日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止を受けている又は入札参加回避をしている者でないこと。
(4)　堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱を含む。）を受けている者でないこと。また、同要綱第 5 条第 2 号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
(5)　会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（旧法第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(6)　破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
(7)　清算中の株式会社である企業について、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
(8)　検討委員会の委員又は委員が属する企業と一定の資本関係又は人的関係がある者でないこと。
(9)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行っていない者であること。
(10) 本事業について「堺市下水道管路施設ウォーターPPP アドバイザリー業務」を委託した PwC アドバイザリー合同会社及び PwC 弁護士法人又はこれらの者と一定の資本関係又は人的関係がある者でないこと。
(11) 市の入札参加資格を有していること。なお、市の入札参加資格を有していない者であっても、入札説明書に定める期限までに市の入札参加資格審査の申請を行い、所定の時期までに入札参加資格を取得した場合は、入札に参加することができる。申請担当課や登録種目等、申請の詳細は入札説明書に掲載する。

2.5.2 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下に示す各要件を満たすこと。また、各項目を満たす企業は同一の構成員である必要はなく、同一の構成員が複数の業務を兼ねることを妨げない。

なお、履行実績は国又は地方公共団体が実施する業務を対象とし、本事業は政府調達に関する協定（WTO）の対象となるため、履行実績については国内に限定しない。

履行実績として指定する業務が業務の主たる内容でなくても、指定する業務を含んだ包括委託業務等、業務内容に含まれていれば履行実績として認める。また、共同企業体（JV）の構成員として履行した実績も認めるものとするが、この場合はコリンズ（CORINS）の竣工登録に係る登録内容確認書等により当該実績を証明できる場合に限る。

(1) 統括管理技術者

代表企業は、以下に示す統括管理技術者を配置できること。

- 統括管理技術者は、事業期間を通じて本事業に対して専任で業務事務所に常駐できるもの。なお、統括管理技術者がやむを得ず業務事務所を不在にする場合は、代理として主任管理技術者を配置し、継続的に事業の統括管理を行う体制を確保するものとする。
- 以下 ア）～ ウ）のいずれかのうち、2つ以上の資格を有する者。
  - ア） 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）
  - イ） 下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理総合技士（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
  - ウ） 技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道））

(2) ストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務

平成24年4月1日以降に公共下水道事業におけるストックマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務を受託者として履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること。

(3) 実施設計業務

平成24年4月1日以降に下水道管路工事の更生工法及び開削工法による設計業務の実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること。

(4) 管路施設点検調査業務

平成24年4月1日以降に下水道管路施設調査業務（TVカメラ調査機器を用いたものを含む。）を受託者として履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること

(5) 改築工事（更生工事）

平成24年4月1日以降下水道管路施設の更生工事を元請けとして履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること。

(6) 改築工事（開削工事）

平成 24 年 4 月 1 日以降に、下水道管路施設の開削工事を元請けとして履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること。

(7) 改築工事（総合評定値）

建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書について、次の要件を全て満たしていること。

ア） 土木一式工事に係る建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値（P）の通知を受けていること。

イ） 提案審査書類の提出日現在において有効な経営事項審査を受けていること。

ウ） 契約締結時においても有効な経営事項審査を受けていること。

エ） 総合評定値（P）土木工事が 910 点以上であること。

(8) 改築工事（建設業許可）

建設業法第 3 条第 1 項の規定による「土木一式工事」の特定建設業の許可を受けた者であること。

(9) 計画的点検・清掃等業務

平成24年4月1日以降に下水道管路施設又は水路における清掃・浚渫業務を受託者として履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること。

2.6 提案審査書類の取扱い

2.6.1 著作権

提案審査書類の著作権は、各入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査書類は一切返却しない。

2.6.2 特許権等

提案内容に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

2.7 SPC の設立等

2.7.1 落札者との契約手続

審査の結果、入札参加者が落札者として決定された場合は、市と落札者は協議を行い、本事業に関する基本協定を締結する。落札者は、当該基本協定に従い、事業契約の締結までに、本事業を実施する SPC を設立するものとする。

2.7.2 SPCの設立要件

落札者の構成員は、基本協定に従い、事業契約の締結までに、本事業を実施するためのSPC を会社法に定める株式会社として堺市内に設立するものとし、事業期間中、本店を堺市外に移転させないものとする。また、市は事業者に業務事務所を貸与するが、当該貸与事務所をSPCの本店所在地とすることはできない。

落札者の構成員は SPC に対して必ず出資し、かつ、代表企業の出資比率は構成員のうち単独で最大としなければならない。

SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

また、SPCは事業契約締結後速やかに、消費税法第57条の2第1項に定める適格請求書発行事業者の登録を受けなければならない。

2.7.3 契約締結までに落札者が入札資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は落札者と本事業に関する基本協定を締結せず、又は SPC と事業契約を締結しないことができる。特に代表企業が入札参加資格を欠くに至った場合には、原則として基本協定又は事業契約を締結しない。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、落札者の地位を引き続き有効なものとして取扱う。構成員の除外については、当該構成員の除外後も落札者が入札参加資格要件を満たす場合に限り認めることとする。なお、変更する構成員の入札参加資格審査基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

3　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1　責任分担の方法

3.1.1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全部又は一部を負う。

3.1.2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として表 3-1 によることとする。

責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等に示すものとする。

表 3-1　リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	リスク内容	市	事業者
共通	事業の中止・延期	市の指示、議会の不承認によるもの	○	
		施設建設に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	許認可リスク	市の事由による許認可等取得遅延	○	
		上記以外の許認可等取得遅延		○
	法令変更リスク	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
	消費税変更リスク	サービス対価に係る消費税の変更によるもの	○	
		上記以外の消費税の変更によるもの		○
	税制変更リスク	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
		上記以外の税制度の変更によるもの		○
	住民対応リスク	事業者の提案内容及び事業者が行う業務に起因する住民対応		○
		上記以外の住民対応	○	
	環境リスク	事業者の提案内容及び事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
		上記以外の環境の悪化	○	
	第三者賠償リスク	事業者の提案内容及び事業者が行う業務に起因する事故によるもの		○
		上記以外の事故によるもの	○	
		不法行為によるリスク		○
	事故の発生	事業者の提案内容及び事業者が行う業務に起因する事故によるもの		○
	資金調達リスク	事業者の資金調達に関するもの		○
		市の資金調達に関するもの	○	
	物価変動リスク	本事業のインフレ・デフレに係る費用増減（一定の範囲内）		○
		本事業のインフレ・デフレに係る費用増減（一定の範囲を超えた部分）	○	
	物価変動リスク（工事）	年度協定締結前の物価変動による工事費の増加	○	
		年度協定締結後の著しい物価変動による工事費の増加	○	△
		上記以外の理由による工事費の増加		○
	債務不履行リスク	市の事由による（市の債務不履行など）事業の中止・延期	○	
		市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		上記以外の事業の中止・延期		○
	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等（保険対応可能な範囲及び一定程度まで）		○
		戦争、暴動、天災等（上記以外）	○	
	要求水準未達リスク	本事業に係る要求水準の不適合に関するもの		○

段階	リスクの種類	リスク内容	市	事業者
	金利リスク	事業期間の金利変動		○
	知的財産権侵害	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○
	情報の漏えい	市の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
		事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
	下請業者管理リスク	事業者が締結する請負契約の管理、変更等に関するもの		○
契約締結	応募費用リスク	本事業への応募に係る費用負担		○
	公募手続	入札説明書等の応募手続の誤り	○	
	提示資料	入札説明書等の提示資料の誤り	○	
	契約リスク	市の事由による契約の未締結、又は契約手続に時間がかかる場合	○	
		事業者の事由による契約の未締結、又は契約手続に時間がかかる場合		○
	為替レート変動リスク	為替レートの変動による事業費増減		○
	SPC	選定事業者の事情で SPC が設立できないことに関するもの（所要資金の確保や許認可の獲得も含めて）		○
	業務事務所のリスク	土地・建物の確保及び基本的維持に関するもの	○	
		光熱水費（社会通念上合理的な範囲を超えない範囲）	○	
		光熱水費（社会通念上合理的な範囲を超える範囲）		○
		備品の調達等に関するもの		○
		通常使用による軽微な摩耗に関するもの	○	
		不適切使用・事業者の過失による破損に関するもの		○
	用地リスク	資材置き場等の確保に関すること		○
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		市が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合	○	
		事業者が実施した TV カメラ調査などに不備があった場合		○
	遺跡調査リスク	開削工法による施工に限定される場合の測量・調査費用	○	
		事業者の任意で開削工法を選択した場合の測量・調査費用		○
	計画・設計リスク	市の提示条件の変更による遅延、費用増	○	
		事業者の提案内容、判断の不備等による遅延、費用増		○
		市が実施した長寿命化計画、改築基本設計等に	○	

段階	リスクの種類	リスク内容	市	事業者
		不備があった場合		
		市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	○	
		事業者が実施した計画・設計に不備があった場合		○
設計・建設段階	工事遅延・未完成リスク	市の事由による工事の完了遅延又は工事未完成等	○	
		上記以外の工事の完了遅延又は工事費の増大（不可抗力を除く）		○
	引渡前損害リスク	事業者の事由による工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具に生じた損害		○
	施設の契約不適合リスク	工事目的物の契約不適合によるもの		○
	工期遅延リスク	事業者の責めにより事業期間内に改築工事が完了しない場合		○
		市の要因による設計変更等で事業期間内に改築工事が完了しない場合	○	
	工事費増大リスク	事業者の責めにより当初予定の工事費をオーバーする場合		○
		市の要因による設計変更等で当初予定の工事費をオーバーする場合	○	
	CM 業務リスク	市の指示又は市が提示した条件に起因する CM 業務上の変更・追加対応が発生した場合	○	
		事業者の責めにより工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○
	計画外工事発生リスク	地中埋設物の工事実施時の取扱いに関するもの（事業者の責めによるもの）		○
		地中埋設物の工事実施時の取扱いに関するもの（上記以外のもの）	○	
維持管理	引継ぎリスク	従前の管路包括業務受託者との引継ぎ不備による損害等		○
	事業開始遅延リスク	市の事由による事業開始の遅延	○	
		上記以外の事業開始の遅延（不可抗力を除く）		○
	維持管理内容変更リスク	市の事由による事業内容の変更（要求水準変更）	○	
		市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○	
		上記以外の維持管理費の変動（物価変動を除く）		○
	施設損傷リスク	市の事由による工事目的物及び既存施設の損傷に関するもの	○	
		上記以外の工事目的物及び既存施設の損傷（不可抗力を除く）		○
	施設の瑕疵	隠れた瑕疵の担保責任	○	
		不可抗力によるもの	○	
		上記以外（事業者の故意又は重過失の場合）		○
	技術革新	事業者が採用した技術での追加費用		○

段階	リスクの種類	リスク内容	市	事業者
		市の指示による採用技術での追加費用	○	
	道路陥没（管路起因）	事業者の要因に基づくもの		○
		上記以外	○	
	維持管理・修繕費用増大リスク	事業者の帰責による費用増大		○
		上記以外の事由による費用増大	○	
	性能（点検）リスク	法定点検の点検不備及び計画的点検の未実施による機能障害・事故		○
終了時	事務引継ぎリスク	事業期間終了後の引継ぎ不備		○
	契約解除リスク	事業継続の必要がなくなった場合	○	
		事業者の債務不履行、不遵守等		○
		市側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○	
		事業者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○
	事業終了手続リスク	業務移行期間の費用リスク		○

凡例：○：主負担、△：従負担

3.2　事業の実施状況の監視

3.2.1　モニタリングの方法と内容

事業者は、サービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。市が行うモニタリングは、1.1.4e)事業範囲における全業務において実施し、事業者のセルフモニタリング報告書等を活用するものとする。具体的な内容等についてはモニタリング基本計画に定める。

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する業務に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。

なお、事業者により、市の要求水準を超える独自提案がなされた事項については、その提案に関する達成指標についても併せて提案を求めるが、詳細については市と協議すること。

その他詳細についてはモニタリング基本計画（入札公告時に公表）を参照すること。

3.2.2　モニタリングの費用負担

事業者自らが実施する業務のマネジメント及びセルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

3.2.3　モニタリング結果の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を公表する。

4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1　施設の立地に関する事項

4.1.1　本事業の対象施設及び事業範囲

本事業の対象施設及び事業範囲は、要求水準書（案）に示す。

4.2　本事業の対象施設の概要

本事業の対象施設の概要は、要求水準書（案）に示す。

5　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、事業契約書に定める期間内に協議が調わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1　事業の継続に関する基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

6.2　事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

6.2.1 事業者の責めに帰すべき事由の場合

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善策を提出せず、若しくは実施しないとき、又は改善策を実施してもなお改善が認められないときは、市は事業契約を解除できる。

(2) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除できる。

(3) 上記(1) 及び(2) により事業契約が解除された場合、市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2.2 市の責めに帰すべき事由の場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除できる。

(2) 前項により事業契約が解除された場合、事業者は生じる損害について市に対し賠償を求めることができる。

6.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

(1) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業契約に基づき事業継続の可否について協議を行う。

(2) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、事業契約を解除できる。

(3) 前項により事業契約が解除された場合の損害又は費用の分担については、入札説明書等の定めるところによる。

6.2.4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

7.1　法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2　財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けられるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8　その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1　入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

8.2　本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8.3　情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、堺市上下水道局のホームページにおいて公表する。

8.4　実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

堺市上下水道局　下水道管路部　下水道事業調整課
住所　　　　：591-8505　堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
電話　　　　：072-250-5107
ＦＡＸ　　　：072-250-5977
E-mail　　　：geji@city.sakai.lg.jp
ホームページアドレス：https://water.city.sakai.lg.jp/

（様式 1）

令和　　年　　月　　日

資料閲覧申込書

堺市長　殿

「（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業」の資料閲覧について、次のとおり申し込みます。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
希望日	①　②　③　④　⑤

※ 参加人数は 1 企業 2 名までとします。
※ 希望日を 5 日分記載してください。希望日から指定日時を連絡させていただきます。

（様式 2）

令和　　年　　月　　日

現場見学会参加申込書

堺市長　殿

「（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業」の現場見学会への参加について、次のとおり申し込みます。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
希望日	①　②　③　④　⑤
見学希望施設	

※ 参加人数は 1 企業 2 名までとします。
※ 希望日を 5 日分記載してください。希望日から指定日時を連絡させていただきます。
※ 見学可能時間は 9:00～17:00 とする。なお、移動時間を考慮した上で、時間配分は参加者で検討すること。

（様式 3）

令和　　年　　月　　日

実施方針等技術対話参加申込書

堺市長　殿

「（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業」の実施方針等技術対話への参加について、次のとおり申し込みます。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
希望日	①　②　③　④　⑤

※ 参加人数は 1 企業又は申込単位 5 名までとします。
※ 希望日を 5 日分記載してください。希望日から指定日時を連絡させていただきます。

※別添エクセルに記入してください。

（様式4）

令和　年　月　日

（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業　技術対話確認事項

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容
記入例	実施方針	1	1	1.1	1.1.1	a)	-	○○	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
記入例	要求水準書案	1	第1章	1.1	ア）	（1）	（ア）	○○	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									

※適宜、行を追加してください

※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。

※別添エクセルに記入してください。

（様式5）

令和　年　月　日

（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業　技術対話提案事項

No	提案内容	関連資料
記入例	△△について◎◎とした方がよろしいと考えますがいかがでしょうか。	実施方針　●ページ、●●に関連
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

※適宜、行を追加してください
※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。

※別添エクセルに記入してください。

（様式6）

令和　年　月　日

（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業 実施方針に関する質問・意見書

提出者情報	提出者名	
	部署名	
	役職・担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	Emailアドレス	

No	見出し符号					項目名	内容
	頁	章	節	項	目		
記入例	1	1	1.1	1.1.1	a)	○○	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							

※適宜、行を追加してください
※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。

※別添エクセルに記入してください。

（様式7）

令和　年　月　日

（仮称）堺市北部下水道管路施設管理・更新一体マネジメント事業 要求水準書（案）に関する質問・意見書

提出者情報	提出者名	
	部署名	
	役職・担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	Emailアドレス	

	見出し符号								
No	頁	編	章	節	項	目	細目	項目名	内容
記入例	1	第1編	第1章	第1節	1	（1）	1）	○○	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

※適宜、行を追加してください
※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。